

第 6 4 号 議 案

敦賀市立少年自然の家設置及び管理に関する条例の廃止の件

敦賀市立少年自然の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市立少年自然の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例

敦賀市立少年自然の家設置及び管理に関する条例（昭和 54 年敦賀市条例第 21 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 2 条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年敦賀市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 1 条関係）			別表第 1（第 1 条関係）		
区分	報酬の額		区分	報酬の額	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
博物館協議会委員	（略）	（略）	博物館協議会委員	（略）	（略）
少年愛護センター 運営委員会委員	（略）	（略）	少年自然の家運営 協議会委員	日額	6,500
（略）	（略）	（略）	少年愛護センター 運営委員会委員	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
別表第 2（第 2 条関係）			別表第 2（第 2 条関係）		
区分	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊及び包	宿泊手当（1 夜につき）	区分	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊及び包	宿泊手当（1 夜につき）
職名	括宿泊費	き）	職名	括宿泊費	き）

(略)	職員の旅費支給に	円	(略)	職員の旅費支給に	円
博物館協議会委員	関する条例（昭和26年敦賀市条例第16号）の市長の例による。	2,400	博物館協議会委員	関する条例（昭和26年敦賀市条例第16号）の市長の例による。	2,400
少年愛護センター運営委員会委員			<u>少年自然の家運営協議会委員</u>		
(略)			少年愛護センター運営委員会委員		
			(略)		

（敦賀市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 敦賀市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成15年敦賀市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（業務） 第5条 センターは、次の業務を行う。 (1)～(8) (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略)	（業務） 第5条 センターは、次の業務を行う。 (1)～(8) (略) <u>(9) 少年自然の家に関すること。</u> <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略)

提案理由

施設の老朽化等に伴い、敦賀市立少年自然の家を廃止したいので、この案を提出する。